

第27期定時株主総会 招集ご通知

■開催概要

<日時>

2022年6月21日（火曜日）

午後1時（受付開始 午後12時30分）

<場所>

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 401号室～402号室

【株主様への重要なお願い】

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様の安全を第一に考え、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。



■Contents

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
決議事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	9
第2号議案 定款一部変更の件	10
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	18
（提供書面）第27期事業報告	19
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告	50

デジタルアーツ株式会社

証券コード 2326

株主各位

証券コード 2326

2022年6月7日

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

デジタルアーツ株式会社

代表取締役社長 **道具 登志夫**

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が継続している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、当日は株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、2022年6月20日（月曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施いたしますので、インターネット等の手段を用いた「オンライン出席」の方法により、議決権を行使することもできます。詳細については、5頁以降に記載の「オンライン出席（バーチャル株主総会）のご案内」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月21日（火曜日）午後1時 ※受付開始時刻は、午後12時30分を予定しております。
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 401号室～402号室

3 目的事項	報告事項	1. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
		2. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場をお控えいただくようご協力をお願いしております。株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくとともに、当日はオンラインによるご出席をご検討くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止について

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会会場における座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の際には、必ずマスクを着用ください。マスクをご持参・ご着用いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場者の皆様には、会場にて検温をさせていただきます。発熱や咳等の症状のある方、体調不良と見受けられる方には、入場をお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会の議事は、例年よりも時間を大幅に短縮して行う予定でございます。
- ・株主総会後に開催しております「会社説明会」につきましては、本年度は中止といたします。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物等のご用意はございません。
- ・当社スタッフは、マスクを着用し対応をさせていただきます。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daj.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト「株主・投資家向け情報」（<https://www.daj.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法 についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2022年6月21日(火曜日)
午後1時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

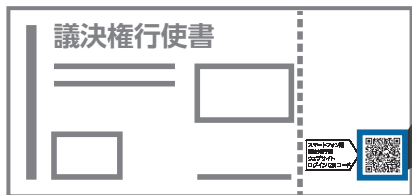
議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

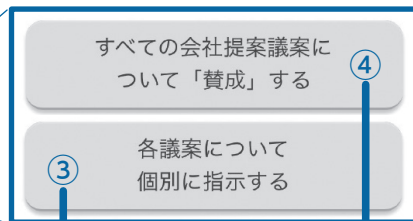
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



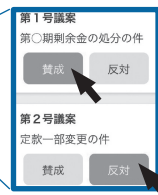
※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

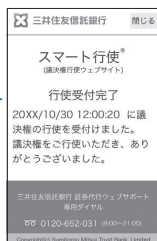


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

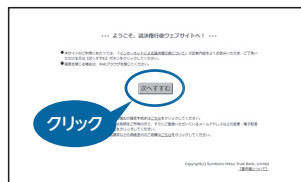
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

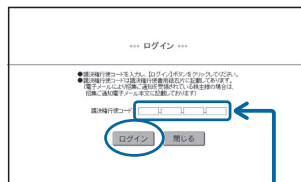
パソコン等によるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

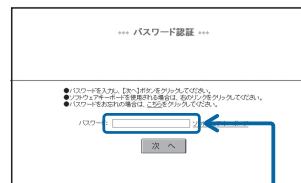


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

〈オンライン出席（バーチャル株主総会）のご案内〉

本株主総会は、招集ご通知に記載の会場において現実に開催されるリアル方式とインターネットを介してのライブ視聴及び議決権等の行使が可能である出席型オンライン方式とを併用したハイブリッド出席型バーチャル株主総会として開催いたしますので、インターネットを利用してのご出席（以下「オンライン出席」といいます。）を希望される株主様は、本書記載の注意事項をよくご覧いただきご理解いただいたうえで、事前にご出席の申込をお願いいたします。当日本株主総会にオンライン出席された株主様は、インターネットによるライブ配信の視聴に加え、総会開催中でのご質問や議決権の行使を行うことができます。

なお、本株主総会にオンライン出席される際は、Windows 11又はWindows 10端末のご使用、及びMicrosoft Edge、GoogleChromeの最新バージョンをブラウザとしてご利用されることを推奨しております（以下総称して「推奨環境」といいます。）ので、ご確認及びご対応の程よろしくお願い申し上げます。

1. 本株主総会へのオンライン出席申込方法について

本株主総会は、当社製品であるWebinar@Cloudを使用して開催いたします。オンライン出席を希望される株主様は、以下の手順によりオンライン出席の事前申込が必要となります。

- ① パソコンから下記登録期限までに以下のサイトにアクセスし、所定の項目をご入力しご登録ください。

（登録期限：2022年6月14日（火曜日）午後5時まで）

<https://mktg.daj.jp/public/application/add/5912>

- ② 登録手続が完了しますと、ご登録いただいたメールアドレスに当日オンライン出席を行うために必要なID、パスワードその他情報を記載した登録受付完了のメール（以下「登録完了のお知らせメール」といいます。）が届きます。本株主総会への詳しいご出席方法につきましては後日「登録完了のお知らせメール」にてご案内いたします。

2. 総会当日での質問とそのお取扱いについて

本株主総会にオンライン出席された株主様は、Webinar@Cloudの質問機能により、総会の開催中にご質問をすることができます。なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 本株主総会に株主様がオンライン出席し、ご質問いただくためには、Webinar@Cloudにアクセス可能なパソコンが必要となります。パソコンからはブラウザを通じてアクセス可能です。詳細につきましては、オンライン出席申込後、登録手続完了後に送信される「登録完了のお知らせメール」をご参照ください。
- (2) 質問については、株主様1名あたり1問までとさせていただきます、かつ文字数は200文字以内とさせていただきます。
- (3) 本株主総会は、ハイブリッド型として開催する都合上、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、ご質問を希望される場合でも、頂戴した質問の全てを受け付け、回答することができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 質問への回答に詳細な調査等が必要な場合には、本株主総会における回答を行わず、別途の形で回答をさせていただきますこととする場合があります。また、質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、その他本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。
- (5) 円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めて全て、株主総会会場へのご来場によりご出席された株主様からご提出いただいたもののみを取り上げ、オンライン出席された株主様からのご提出は受け付けないこととさせていただきます。したがって、動議を提出する可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上ご出席ください。
- (6) 当日、株主総会会場へのご来場によりご出席された株主様から動議提案がなされた場合など、招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、投票システムの性質上、オンライン出席された株主様は賛否の表明ができません。その場合、オンライン出席された株主様は、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使して当日出席しない株主様の取扱いも踏まえ、当該事項に関する採決については棄権又は欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。

3. 議決権の行使とそのお取扱いについて

オンライン出席された株主様は、Webinar@Cloudの投票機能により総会開催中の受付時間（具体的な時間については、登録完了時に送信される「登録完了のお知らせメール」にてご案内いたします。）内に限り議決権を行使することができます。なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 議決権を事前に行使されている場合の優先順位は、①当日オンライン出席中のWebinar@Cloudの投票機能を利用した議決権行使、②事前の議決権行使の順序といたします。したがって、株主様が事前に議決権を行使されている場合にオンライン出席され再度受付時間内にWebinar@Cloudの投票機能を利用して議決権を行使された場合は事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、オンライン出席中にWebinar@Cloudの投票機能を利用して議決権を行使されなかった場合は、事前の議決権行使の効力は破棄せずに維持するお取扱いといたします。
- (2) 事前に議決権を行使せず、またオンライン出席中においても受付時間内にWebinar@Cloudの投票機能を利用して議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに株主総会会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取扱いといたします。
- (3) Webinar@Cloudの投票機能を利用した議決権行使においては、「賛成」、「反対」のいずれかの賛否のご表示をいただきます。なお、第3号議案及び第4号議案の賛否について、一部の候補者につき異なる意思を表明することは可能ですが、必ず全ての議案につき受付時間内に議決権の行使をお願い申し上げます。

- (4) 受付時間内に複数回議決権行使を行った場合は、受付時間内の最終の議決権行使のみを有効といたしません。
- (5) インターネットによるライブ配信のご視聴のみであれば、書面による事前の議決権行使、インターネットによる事前の議決権行使の方法により議決権行使を行っていただいた株主様の事前の議決権行使の効力は破棄されません。

4. その他オンライン出席にあたりご了承ください事項について

本株主総会にオンライン出席される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。

- (1) オンライン出席は、株主様に対して、株主総会会場へのご来場によるご出席に加え、追加的な出席手段をご提供するものであり、また、技術的な制約もありますことから、株主総会会場へのご来場によるご出席とは異なる環境や異なるお取扱いをせざるを得ない場合が生じます点をあらかじめご了承ください。異なる環境や異なるお取扱いにご了承いただけない場合には、オンライン出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- (2) 当社は、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の開催、運営にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境の影響や大量アクセスにより、出席型オンライン株主総会につながりにくくなったり、インターネットによるライブ配信の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。状況によってはライブ配信を中止することがありますが、このような通信障害等により株主様に生じた不利益（株主様が推奨環境を使用・利用されなかったことにより生じた不利益を含みますが、これに限りません。）に関して、当社は一切責任を負いかねます。オンライン出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、本株主総会にオンライン出席くださいますようお願い申し上げます。また、インターネットによるライブ配信を行わない場合又は変更がある場合は、当社株主・投資家向け情報ページ (<https://www.daj.jp/ir/>)にてお知らせいたします。
- (3) オンライン出席は、当該IDを取得された株主様ご本人に限定させていただきます。したがって、代理人によるご出席を希望される場合は、法令及び定款の定めに従い、当日株主総会会場へのご来場により出席される株主様1名にご委任くださいますようお願い申し上げます。
- (4) ご使用になるパソコン環境はオンライン出席される株主様の責任におかれてご準備いただくとともに、インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、オンライン出席される株主様のご負担となります。
- (5) 上記のほか、不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、オンライン出席される株主様におかれましては、株主総会会場へのご来場によるご出席と比較して、制約事項や想定外の不利益が生じる可能性がございます。
- (6) インターネットによるライブ配信の映像や音声データを公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。

- (7) 第三者へのID、パスワードの提供は、固くお断りいたします。
- (8) オンライン出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱す等議事の運営に支障をきたすと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- (9) 株主総会会場へのご来場によりご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、インターネットによるライブ配信の映像は基本、議長・役員席のみの映像とさせていただきます。
- (10) インターネットによるライブ配信の音声は日本語のみとなります。
- (11) お問い合わせ先
デジタルアーツ株式会社 株主総会事務局：03-5220-6015
※回線環境の都合上、お電話がつながりにくかったり、ご回答にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元と持続的な株主価値の向上を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することとしております。このような基本方針に基づき、今後の事業展開等を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1株につき金 40円 配当総額 561,570,760円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、当社としても、株主の皆様の利益に資するよう選択可能な株主総会の開催方法を拡充すべく、定款第10条第2項を追加するものであります。なお、定款第10条第2項の変更の効力は、本議案の承認に加え、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款		変更案	
第1条～第9条	(条文省略)	第1条～第9条	(現行どおり)
【株主総会の招集】		【株主総会の招集】	
第10条	(条文省略) (新設)	第10条	(現行どおり) <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>【電子提供措置等】</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第34条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>【附則】</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【附則】</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第10条(株主総会の招集)の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、当該効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p>第3条 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		会社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	どう ぐ とし お 道 具 登志夫	再任	代表取締役社長	100% (13回中13回出席)
2	まつ もと たく や 松 本 卓 也	再任	取締役開発部長	100% (13回中13回出席)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">道具 登志夫 （1968年2月17日生）</p>	1997年10月 当社 代表取締役社長就任 2003年10月 経営企画本部長 2005年3月 株式会社アイキューエス 取締役 2005年11月 同社 代表取締役社長 2006年12月 DAM株式会社 代表取締役社長（現任） 2011年4月 Digital Arts America, Inc. Director, President and CEO（現任） 2012年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director 2013年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 2013年10月 DA株式会社 代表取締役社長（現任） 2013年10月 DM株式会社 代表取締役社長（現任） 2014年4月 FinalCode, Inc. Director, President and CEO 2014年11月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 2015年4月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 FinalCodeビジネス部長 2015年11月 Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director（現任） 2016年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 2016年4月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 代表取締役会長（現任） 2016年9月 Digital Arts Europe Limited Director（現任） 2017年4月 当社 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企画部長 2018年4月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 2019年10月 代表取締役社長 兼 営業部長 兼 マーケティング部長 兼 経営企画部長 兼 管理部長 2020年2月 代表取締役社長（現任）	2,403,125株
<p>候補者とした理由</p> <p>道具登志夫氏は当社創業以来、代表取締役として長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、シナジー効果を発揮させるためのグループ経営革新など、当社グループ全体の継続的な成長を牽引しております。経営に関する高い見識、実績、能力を有する同氏は、今後も当社グループの更なる発展のために適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まつもと たくや 松本 卓也 （1976年11月4日生）</p>	1999年4月 株式会社コマス入社 2003年4月 当社入社 開発部 2014年4月 開発部担当部長 2016年10月 開発部長 2017年6月 取締役開発部長 2017年12月 取締役開発部長 兼 新規開発部長 2018年4月 取締役開発部長（現任） 2019年10月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 取締役（現任）	3,070株
<p>候補者とした理由</p> <p>松本卓也氏は開発者として、長年にわたり当社の多くの主力製品に携わり、新製品開発を牽引する等、当社の事業拡大とイノベーションの加速を推進し、当社グループ全体の企業価値向上に貢献しております。その実績、経験、高度な専門性を有する同氏は、今後も持続的な企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2022年3月31日の所有株式数を記載しております。
3. 「所有する当社の株式数」については、当社役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役猪俣清人氏、窪川秀一氏及び上杉昌隆氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いのまた きよと 猪俣 清人 (1967年7月7日生)</p>	1995年4月 東京ガス株式会社入社 2003年1月 同社 人事部 (当社へ経営研修派遣) 2004年7月 株式会社エネルギーアドバンス (現 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社) 出向 2005年11月 当社入社 経営企画部 2006年4月 開発部 副部長 2007年6月 経営企画部 部長 2008年6月 株式会社アイキューエス 取締役 2011年4月 当社 内部監査室 室長 2015年4月 開発部 担当部長 兼 品質保証課長 2020年6月 取締役 (監査等委員) (現任) 2020年6月 デジタルアーツコンサルティング株式会社 監査役 (現任)	122株
<p>候補者とした理由</p> <p>猪俣清人氏は、長年にわたり、コーポレート部門や開発部門、内部監査部門を歴任するなど、当社グループ事業全般に精通しており、事業に関する豊富な知見を有しております。その経験と実績からガバナンス強化や経営全般について、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査・監督いただけると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としております。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">くぼかわ ひでかず 窪川 秀一 (1953年2月20日生)</p>	1976年11月 監査法人中央会計事務所 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 1986年7月 窪川公認会計士事務所 (現 四谷パートナーズ会計事務所) 開設 代表 (現任) 1989年2月 株式会社日本ソフトバンク (現 ソフトバンクグループ株式会社) 社外監査役 2000年3月 当社 社外監査役 2005年6月 共立印刷株式会社 社外監査役 (現任) 2006年6月 株式会社ぱど 社外監査役 2016年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	3,505株
<p>候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>窪川秀一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門知識を有しており、また複数の株式公開会社の社外役員として培われた知見も有しております。その豊富な経験や見識から経営の方針・戦略についての助言や、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための客観的かつ公正な立場で取締役の業務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">うえすぎ まさたか 上杉 昌隆 (1965年7月31日生)</p>	<p>1995年4月 江守・川森・渥美法律事務所 入所 1999年4月 上杉法律事務所 開設 所長 2000年9月 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 2003年6月 当社 社外監査役 2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役 (現任) 2013年12月 株式会社セレス 社外監査役 2014年12月 株式会社Aiming 社外監査役 (現任) 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー (現任) 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年3月 株式会社セレス 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>	3,505株
	<p>候補者とした理由及び期待される役割 上杉昌隆氏は、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、また複数の株式公開会社の社外役員として培われた知見も有しております。その豊富な経験や見識から、法令を含む企業社会全体を踏まえながら、取締役会の透明性の向上及び監督機能の一層の強化についての助言や、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査・監督いただけるものと期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
 2. 窪川秀一氏及び上杉昌隆氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、猪俣清人氏、窪川秀一氏及び上杉昌隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
 4. 窪川秀一氏及び上杉昌隆氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。本総会終結の時をもって窪川秀一氏及び上杉昌隆氏の在任期間は6年となります。
 5. 窪川秀一氏は、2000年3月から2016年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
 6. 上杉昌隆氏は、2003年6月から2016年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
 7. 当社は、窪川秀一及び上杉昌隆の両氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、あらためて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
 8. 「所有する当社の株式数」については、2022年3月31日の所有株式数を記載しております。
 9. 「所有する当社の株式数」については、当社役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。

(ご参考) 本定時総会後の取締役のスキルマトリックス

当社では、意思決定及び経営の監督をより適切かつ高いレベルで行い、企業価値の持続的な向上を実現するため、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人材を取締役に配置しています。また、取締役会審議、意思決定において重要と考える知識・経験を定義した上で、多様性にも考慮し、全体としてバランスのとれた構成とすることで、業務執行とモニタリングを含めた経営の監督機能を強化しています。

氏名	当社における地位	独立 役員	指名・報酬 諮問委員会	当社が特に期待する知識・経験・能力								
				企業経営	製品開発 イノベーション	人材育成 人事戦略	事業 業界経験	財務 会計	法務 コンプライアンス リスク管理	ESG サステナ ビリティ		
1 道具 登志夫	代表取締役		● (委員長)	○	○	○	○			○		
2 松本 卓也	取締役				○	○	○					
3 猪俣 清人	取締役	監査等委員 (常勤)			○		○			○	○	
4 窪川 秀一	取締役	監査等委員	社外	●	●	○		○	○	○	○	
5 上杉 昌隆	取締役	監査等委員	社外	●	●	○		○		○	○	
6 栗山 千勢	取締役	監査等委員	社外	●	●			○	○	○	○	

(注) 本表は各取締役が有する全ての知見・経験・能力を表すものではありません。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ささき こうめい 佐々木 公明 (1966年3月15日生)	1999年8月 東京銀座法律事務所 パートナー弁護士 2003年5月 アムレック法律会計事務所 パートナー弁護士 2004年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役 2005年4月 財団法人短期大学基準協会（現 一般財団法人大学・短期大学基準協会）理事（現任） 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー（現任） 2016年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外取締役（現任）	0株

候補者とした理由及び期待される役割

佐々木公明氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識と高い見識をもとに、実践的・多角的な視点から、当社グループの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけると判断しております。同氏が社外取締役に就任された場合に果たすことが期待される役割は、経営の方針・戦略について、弁護士としての高い見識と専門知識に基づき指摘・助言等を行い、重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくこととあります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 佐々木公明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐々木公明氏の社外取締役としての独立性につきましては、次のとおりであります。
- ①佐々木公明氏は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員となったことはありません。
 - ②佐々木公明氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③佐々木公明氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 佐々木公明氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 佐々木公明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の浸透や各国政府の経済施策効果による世界経済の回復に伴う米国、中国向けを中心とした輸出の増加が景気回復を牽引し、一部の業界には依然弱さがみられるものの持ち直しの動きが続いております。しかし、依然として新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う国内経済への影響が継続していることに加え、ウクライナ情勢悪化に伴う資源価格上昇の影響等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するセキュリティ業界においては、クラウドサービスやテレワークの活用による社会生活のデジタル化が進むことでインターネットの範囲が拡大し続けており、組織内部からの情報漏洩リスクに加えて、特定の企業や国家機関等の組織を狙った標的型攻撃等外部からのサイバー攻撃が多様化・高度化していることから、ますますセキュリティ対策の重要性が増しております。加えて、新型コロナウイルス感染症による影響の拡大・長期化を受けて、企業向け市場においては、テレワーク環境の整備とセキュアで効率的な業務運用を行うためのソフトウェア製品への需要が増加しております。また、公共向け市場においても、在宅学習を可能とするために、児童生徒に1人1台端末の環境整備を行う「GIGAスクール構想」に加え、自治体のセキュリティ対策強化も進められております。

このような状況の中、企業向け市場においては、テレワークの普及等によりWebサービスやメール環境のクラウド化が進んでいることを背景として、クラウドサービス系製品「i-FILTER@Cloud」、[m-FILTER@Cloud]を拡販し、クラウド環境においても、Webやメールを安心して利用できる世界を提供してまいりました。また、公共向け市場においては、「GIGAスクール構想」のニーズに合わせた「i-FILTER」の特別版を提供するとともに、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠したサービスを無償提供する等のキャンペーンを継続し、学校向けの拡販に引き続き努めました。加えて、来年度より本格化する自治体向けのセキュリティ対策強化に対応したソリューションの提案に注力しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業向け市場及び公共向け市場において、クラウドサービス系製品への需要が高まりました。従来の主要製品であるライセンス販売系製品は、出荷時に契約高の大部分を一括で売上計上するのに対し、クラウドサービス系製品は、サービス提供期間を通じて月額按分で売上計上します。そのため、前期に引き続き、当期もクラウドサービス系製品の受注獲得が好調であったことから、翌期以降に繰り延べられる売上高が前期末から増加しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,051百万円（前期比132.6%）、営業利益は4,126百万円（前期比138.6%）、経常利益は4,135百万円（前期比138.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,900百万円（前期比140.8%）となりました。

各市場の業績は次のとおりです。

企業向け市場

企業向け市場においては、企業の運用管理負荷軽減とコスト低減を考慮した「i-FILTER」、[m-FILTER]のクラウドサービス系製品の受注が増加しました。また、PPAP（ファイルパスワード付きZIPファイルにしてメールで送付し、パスワードを別送するファイルのやり取り）対策やEmotet等の標的型攻撃に対応した機能追加により「m-FILTER」を順調に拡販することができました。加えて、セキュリティコンサルティングサービスを提供している子会社デジタルアーツコンサルティングが、企業のサイバーセキュリティとDXにおけるコンサルティング需要の高まりを受けて、新規顧客の獲得を進め、売上高が増加しました。

以上の結果、企業向け市場の売上高は、4,559百万円（前期比114.5%）となりました。

公共向け市場

公共向け市場において、当社は従来、国産セキュリティ対策メーカーとして高い認知とシェアを獲得しておりますが、「GIGAスクール構想」においても安心な自宅学習を可能にするその信頼性と機能が評価され、前期に引き続き「i-FILTER」のクラウドサービス系製品が多くの学校において採用され、売上高が増加しました。また、官公庁・地方自治体の受注獲得が好調に推移し、「i-FILTER」、[m-FILTER]の売上高が増加しました。

以上の結果、公共向け市場の売上高は、4,046百万円（前期比168.0%）となりました。

家庭向け市場

家庭向け市場においては、携帯電話事業者やMVNO事業者等との連携、1つのシリアルIDで複数OSでの利用が可能な「i-フィルター for マルチデバイス」の販売に注力したことにより、利用者数が増加しました。

以上の結果、家庭向け市場の売上高は、444百万円（前期比102.8%）となりました。

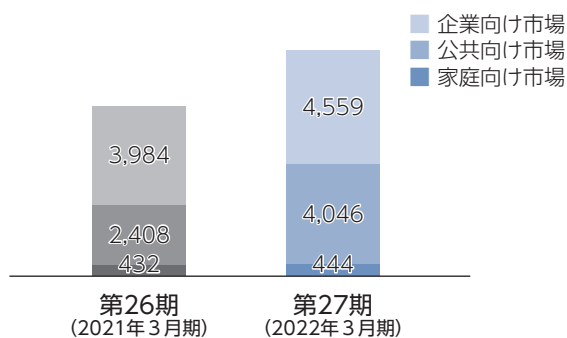
市場別売上高（企業集団）

（単位：百万円）

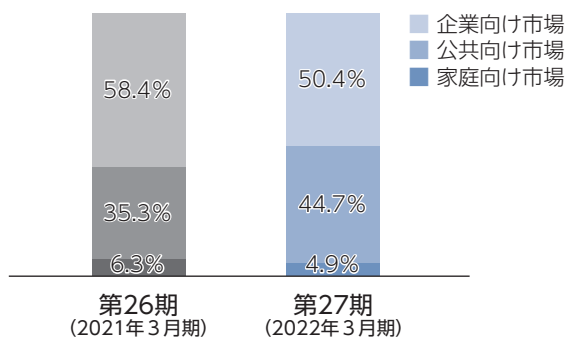
区分	第26期		第27期（当連結会計年度）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
企業向け市場	3,984	58.4%	4,559	50.4%	114.5%
公共向け市場	2,408	35.3%	4,046	44.7%	168.0%
家庭向け市場	432	6.3%	444	4.9%	102.8%
合計	6,825	100.0%	9,051	100.0%	132.6%

売上高

（単位：百万円）



構成比



市場別売上高（当社）

（単位：百万円）

区分	第26期		第27期（当期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
企業向け市場	3,233	53.2%	3,512	43.9%	108.6%
公共向け市場	2,408	39.7%	4,046	50.6%	168.0%
家庭向け市場	432	7.1%	444	5.5%	102.8%
合計	6,074	100.0%	8,003	100.0%	131.8%

② 設備投資の状況

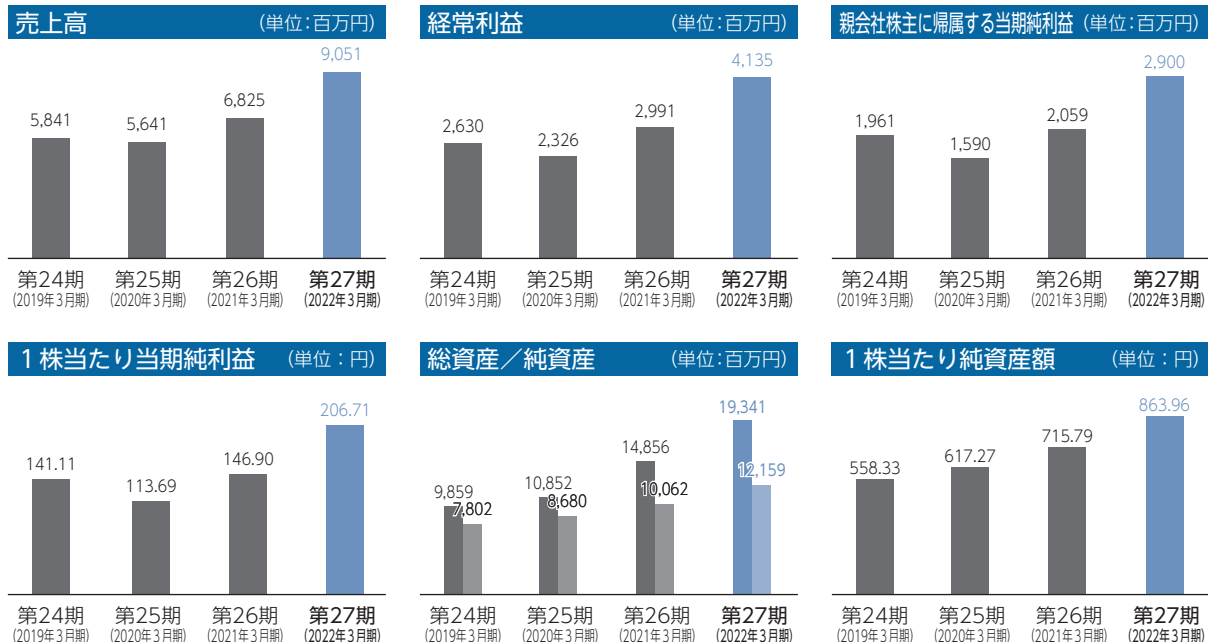
当連結会計年度は、25百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、什器備品になります。また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために、961百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区 分		第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当期) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	5,841	5,641	6,825	9,051
経常利益	(百万円)	2,630	2,326	2,991	4,135
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,961	1,590	2,059	2,900
1株当たり当期純利益	(円)	141.11	113.69	146.90	206.71
総資産	(百万円)	9,859	10,852	14,856	19,341
純資産	(百万円)	7,802	8,680	10,062	12,159
1株当たり純資産額	(円)	558.33	617.27	715.79	863.96

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	5,752	5,336	6,074	8,003
経常利益 (百万円)	2,777	2,359	2,964	4,052
当期純利益 (百万円)	1,784	1,613	2,044	2,832
1株当たり当期純利益 (円)	128.42	115.29	145.81	201.83
総資産 (百万円)	9,870	10,839	14,751	19,138
純資産 (百万円)	7,804	8,714	10,078	12,097
1株当たり純資産額 (円)	559.74	620.45	717.78	860.82

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
デジタルアーツコンサルティング株式会社	73百万円	92%	コンサルティングサービス
Digital Arts America, Inc.	300千米ドル	100%	セキュリティ関連製品の米州における販売
Digital Arts Europe Limited	180千英ポンド	100%	セキュリティ関連製品の欧州における販売
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	2,971千シンガポールドル	100%	セキュリティ関連製品のアジアにおける販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するセキュリティ業界におきましては、テレワーク・在宅学習の普及と様々なクラウドサービスの活用により社会のデジタル化が進み、インターネットの範囲が拡大し続けており、組織内部からの情報漏洩リスクに加えて、特定の企業や国家機関等の組織を狙った標的型攻撃等外部からのサイバー攻撃が高度化・巧妙化していることから、ますますセキュリティ対策の重要性が増しております。

こうした中、当社グループは、経営理念である「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」に基づき、中期的には総合セキュリティメーカーへ成長していくことを目標に掲げ、2022年4月から2025年3月までの3カ年を対象とした中期経営計画をスタートさせました。多様化・高度化するセキュリティニーズに応え、ブランドの更なる浸透を実現するために、3つの重点領域に注力してまいります。

〈重点領域〉

- ・着実なオーガニック成長
- ・セキュリティ製品・サービスの拡充
- ・デジタルアーツコンサルティングによる高い専門性の訴求

中期経営計画の達成に向けて、当社グループが認識している対処すべき課題は以下の通りです。

① 既存事業の安定的・継続的成長

当社グループは、ユーザーや販売代理店のご要望に真摯に向き合い、お応えすることで、長期継続的な関係を維持し、安定的・継続的な事業の成長を果たしてまいりました。引き続き、ユーザー、販売代理店との関係を第一優先に、製品強化・サービスの向上を図り、安定的・継続的な事業の成長を目指してまいります。

② 新しいニーズの発掘

クラウドサービス・IoT・AI・ICT等のIT技術の発展とインターネットの領域の拡大により、セキュリティ脅威が増しております。このような環境の中、当社グループでは、市場調査により将来の潜在的なニーズを予測し、新たなソリューションの研究開発により、製品ラインアップやサービスを拡充することで、新しいニーズを発掘してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループが中長期にわたり成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。このため、当社グループでは、魅力的な給与水準及び公正な評価制度並びに充実した社員教育制度となるよう、継続的に人事制度を見直すとともに、積極的に新卒・中途採用活動を行うことで、優秀な人材の確保とその定着に努めております。

また、社員の生産性向上と知識・スキルの習得を重点課題として、資格取得支援制度・職階別社内教育制度・外部専門家研修制度等を通じ、人材の育成に努めております。

④ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、企業理念に基づき、地球環境の保全と持続可能な社会の実現のため、2022年4月に「サステナビリティ委員会」を設置しました。事業活動における環境負荷の軽減と効率性の向上だけでなく、社員ひとりひとりが考え、行動することにより、気候変動問題・環境汚染等の地球環境問題への取り組みを行ってまいります。また、事業活動を通じて、企業や公共団体の情報資産流出による経済損失を可能な限り抑制するとともに、子どもたちの安心・安全なインターネット利用や充実したオンライン学習環境を実現するために、様々な社会貢献活動を行ってまいります。

⑤ 普及・啓発活動

当社グループの製品やサービスの普及には、インターネットを取り巻くセキュリティ脅威とそれに対するセキュリティ対策の重要性を正しく理解いただくことが重要であると考えております。そのため、当社製品の機能を利用して検知した、マルウェア感染の疑いやHPを改ざんされた疑いのあるインターネットユーザーへ、無償でお知らせをするサイバーリスク情報提供サービス「Dアラート」を提供するとともに、開発部門の専任チームが調査・分析した最新のセキュリティトレンドを「Digital Arts Security Reports」として発信し、セキュリティ脅威への注意を促しております。また、全国各地の自治体や学校からのご要望をもとに講演活動を行い、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末の利用における情報リテラシーの向上に役立つ情報提供を行うとともに、フィルタリングの重要性を訴求しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、インターネットセキュリティ関連ソフトウェア及びアプライアンス製品の企画・開発・販売を主要な事業としており、主要な製品及び事業内容は次のとおりであります。

事業区分別商品

事業区分	企業区分	主要な製品・事業内容
セキュリティ事業	当社 Digital Arts America, Inc. Digital Arts Europe Limited Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	「i-FILTER/i-フィルター」(Webセキュリティ) 「m-FILTER」(メールセキュリティ) 「D-SPA」(Webセキュリティ・アプライアンス) 「FinalCode」(ファイル暗号化・追跡ソリューション) 「DigitalArts@Cloud」(Web・メール・ファイル・コミュニケーションを網羅したクラウドセキュリティ) 等
	デジタルアーツコンサルティング株式会社	IT戦略コンサルティング ビジネスコンサルティング 情報セキュリティコンサルティング 等

(6) 企業集団の主要な拠点 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
北海道営業所	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番地1
東北営業所	宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号
中部営業所	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
関西営業所	大阪府大阪市北区角田町8番1号
中四国営業所	広島県広島市南区松原町5番1号
九州営業所	福岡県福岡市博多区店屋町5番18号

② 子会社

デジタルアーツコンサルティング株式会社	本社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
Digital Arts America, Inc.	本社 4675 Stevens Creek Blvd. Suite 130 Santa Clara, CA 95051, USA
Digital Arts Europe Limited	本社 Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey TW20 9LF United Kingdom
Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd.	本社 8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three Singapore, 038988

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ事業	324 (22) 名	29名増 (3名増)
合計	324 (22) 名	29名増 (3名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 45,036,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,133,000株 |
| (注) 発行済株式の総数には、自己株式93,731株を含んでおります。 | |
| ③ 株主数 | 6,518名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
道具 登志夫	2,403,125	17.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,459,600	10.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,023,100	7.29
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE BNYMGO UCITS ETF SOLUTIONS PLC	726,802	5.18
DAM株式会社	710,000	5.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	541,900	3.86
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P.	458,800	3.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	400,000	2.85
BNYM TREATY DTT 15	261,281	1.86
GOVERNMENT OF NORWAY	247,800	1.77

(注) 1. 上記の持株比率は、自己株式 (93,731株) を控除して計算しております。

2. 上記の道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

イ. 2015年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（監査等委員を除く。） 当社取締役（監査等委員）	2名 一名	1,433個 一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	143,300株	
新株予約権の払込金額	200円／個	
新株予約権の行使価額	1株につき、2,034円	
新株予約権の行使期間	2017年7月1日から2027年5月31日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記 (a) から (c) に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という）の個数を限度として行使することができます。
 - 営業利益が15億円を超過した場合 行使可能割合：20%
 - 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

ロ. 2016年11月10日開催の取締役会決議による新株予約権

保有人数及び新株予約権の数 当社取締役（監査等委員を除く。） 当社取締役（監査等委員）	2名 —名	2,929個 —個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	292,900株	
新株予約権の払込金額	2,400円／個	
新株予約権の行使価額	1株につき、2,639円	
新株予約権の行使期間	2018年7月1日から2028年5月31日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2018年3月期、2019年3月期及び2020年3月期の3事業年度のうち、いずれかの事業年度において当社の営業利益が下記(a)から(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができます。
 - (a) 営業利益が20億円を超過した場合 行使可能割合：20%
 - (b) 営業利益が25億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (c) 営業利益が28億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとします。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

イ. 2021年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

交付者数及び新株予約権の数 当 社 使 用 人	16名	690個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	69,000株	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	2,000円/個	
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株につき、8,310円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2036年7月1日から2038年6月30日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2022年3月期から2036年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が14,736百万円を超過した場合、2036年7月1日から2038年6月30日までの期間に限り、本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

ロ. 2021年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権

保有人数及び新株予約権の数 当 社 使 用 人	55名	1,375個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	137,500株	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	2,700円/個	
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株につき、8,310円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2041年7月1日から2043年6月30日まで	

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2022年3月期から2041年3月期までのいずれかの期における当社の営業利益が20,630百万円を超過した場合、2041年7月1日から2043年6月30日の期間に限り、本新株予約権を行使することができる。また、営業利益については、当社有価証券報告書に記載された単体の損益計算書における営業利益とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ その他新株予約権等の状況

2018年2月16日開催の取締役会決議による新株予約権については、行使条件の一つについて達成できず、2021年5月28日付で全て消滅いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	どう ぐ とし お 道 具 登志夫	デジタルアーツコンサルティング株式会社 代表取締役会長 Digital Arts America, Inc. Director, President & CEO Digital Arts Asia Pacific Pte. Ltd. Director Digital Arts Europe Limited Director DAM株式会社 代表取締役社長 DA株式会社 代表取締役社長 DM株式会社 代表取締役社長
取締役	まつ もと たく や 松 本 卓 也	開発部長 デジタルアーツコンサルティング株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	いの また きよ と 猪 俣 清 人	デジタルアーツコンサルティング株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	くぼ かわ ひで がず 窪 川 秀 一	四谷パートナーズ会計事務所 代表 共立印刷株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所 シニアパートナー 株式会社フルキャストホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社セレス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Aiming 社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス 社外監査役
取締役 (監査等委員)	くわ やま ち せ 栞 山 千 勢	

- (注) 1. 監査等委員である取締役窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栞山千勢氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役窪川秀一氏及び栞山千勢氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能にするため、猪俣清人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 当社は、監査等委員である取締役窪川秀一氏、上杉昌隆氏及び栞山千勢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2021年6月22日開催の第26期定時株主総会において、栞山千勢氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬に関する基本方針は、全体として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各自の職責等を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各自の職責に応じた貢献度合い、在任年数や他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。また、当社の取締役に対する非金銭報酬等としては、①当社普通株式を目的とする新株予約権の付与並びに②一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する株式（以下「譲渡制限付株式」という。）の割当てがあります。

新株予約権の付与及び譲渡制限付株式の割当てを行う際は、取締役会の諮問に応じて、次で説明する指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめた上で、各取締役の役割に応じた貢献度合いや在任年数等を基調とし、当社業績の向上による株主利益の追求や同業他社の動向といった事情を総合的に鑑み、取締役会においてその数を決定するとともに、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合についても併せて決定します。

また、決定方針は、取締役会の諮問に応じて、指名・報酬諮問委員会において審理をし、委員会としての意見をとりまとめ、取締役会が決定いたします。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(指名・報酬諮問委員会)

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成し、委員長は委員の互選により選定し、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項を審理し、取締役会に答申いたします。

- ・取締役候補者の決定並びに代表取締役及び役付取締役の選定に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

上記報酬等の他、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2019年6月24日開催の当社第24期定時株主総会において、年額50百万円以内とする決議がされております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。なお、具体的な譲渡制限付株式の割当てについては、委任を受けた取締役会において当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の当社第21期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）となります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長道具登志夫が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は、個人別の報酬等の全部に関する内容の決定となります。当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担うべき機能・役割に応じて報酬等を判断するには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。なお、審理プロセスの公正性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で代表取締役社長が基本方針に従い作成した報酬案について、指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて審理し、とりまとめられた意見をもとに、代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	63百万円 (-)	63百万円 (-)	- (-)	- (-)	2名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	21百万円 3名 (9百万円)	21百万円 3名 (9百万円)	- (-)	- (-)	4名 3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	84百万円 3名 (9百万円)	84百万円 3名 (9百万円)	- (-)	- (-)	6名 3名 (3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 使用人兼務取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の使用人としての職務に対する給与相当額 (賞与を含む) は、180万円であります。

④ 取締役の報酬 (ストック・オプション)

該当事項はございません。

⑤ 社外役員に関する事項

氏名	くぼ かわ ひで かず 窪 川 秀 一	うえ すぎ まさ たか 上 杉 昌 隆	くわ やま ち せ 栗 山 千 勢
当社での地位	監査等委員である取締役	監査等委員である取締役	監査等委員である取締役
<p>主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的な立場で発言する等、監督機能を担っております。</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的な立場で発言する等、監督機能を担っております。</p>	<p>社外取締役就任後に開催された取締役会10回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から経営への監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

- (注) 1. 監査等委員である取締役窪川秀一氏は、四谷パートナーズ会計事務所代表、共立印刷株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
2. 監査等委員である取締役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所のシニアパートナー、株式会社フルキャストホールディングス、株式会社セレスの監査等委員である取締役、株式会社Aiming、株式会社コマースOneホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
3. 監査等委員である取締役栗山千勢氏は、株式会社セレスの監査等委員である取締役を2022年3月24日付で退任しております。当社と兼職先との間には在任中特別の関係はありませんでした。
4. 活動状況は、書面決議による取締役会の回数を除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の方針・内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループは、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、法令遵守に係る規程を整備し、教育や内部通報制度の実施等を行い、問題発生時には当社の取締役会及び監査等委員会に報告される体制整備を行う。

(b) 当社は、原則として毎月1回、必要があるときは随時取締役会を開催することとし、取締役会において当社グループの重要な職務の執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役及び使用人が法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(c) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は、当社グループの経営管理及び業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令、定款、各種規程及び定められた業務プロセス等の遵守状況を評価及び検証し、当社の取締役会及び監査等委員会に適時報告する。

(d) 当社は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として、独立社外取締役を含む委員にて構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置する。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役候補者の決定及び代表取締役・役付取締役の選定に関する事項並びに取締役の報酬等に関する事項について審理し、その結果を取締役に答申する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書管理規程に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行う。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(b) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、取締役の職務の執行に係る重要書類（電磁的媒体を含む。）の管理方法及び保存期間を定める規程を整備し、当該規程に基づいて保存及び管理を行う。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、当社グループのリスク管理に関する規程等の整備並びに取締役及び使用人への当該規程の周知を行う。

(b) 当社は、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に当社グループの業務監査の監査項目及び監査方法の妥当性を検討し、必要があれば監査項目及び監査方法の改定を行う。

二. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループは、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、年度ごとに事業計画を策定し、その進捗を月次の業績評価により検証する。
- (b) 取締役の通常の職務の執行については、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいて、取締役会から使用人に権限の委譲を行い、効率的な職務の執行に当たる。

ホ. 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (a) 当社は、内部監査規程に基づいて、当社内部監査部門による当社各部門及び子会社に対する内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、当社各部門及び子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会及び監査等委員会に報告を行う。
- (b) 当社は、グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について、定期的に当社に報告することを義務づける。

ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した業務については、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取する。

チ. 監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役は、監査等委員の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。
- (b) 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- (c) 当社グループの内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告を行う。

リ. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

又、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づいて費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(b) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

ヲ. 反社会的勢力排除のための体制

当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行に関する取組み

当社は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等取締役の相互監督機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。当事業年度は取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行いました。また、取締役会の実効性評価のためのアンケート調査の実施と分析を行い、その内容を取締役会にも共有し、抽出された課題について改善・強化に努めました。

ロ. リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理についての必要事項を定めるリスク管理規程等を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。また、当社グループの重要リスクの一つである情報管理については、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の要求事項に準拠した体制を整えています。

ハ. コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに係る教育は定期的実施するように努め、当社グループの役員及び使用人のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

二. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握しております。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査担当・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつとして位置づけております。このような観点から剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に考慮し、以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、連結配当性向30%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後の成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。既に2021年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり70円となる予定です。

(注) 当事業報告中の記載金額は、表示単位の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	17,105
現金及び預金	15,773
受取手形	74
売掛金	1,142
製品	0
貯蔵品	3
その他	111
固定資産	2,236
有形固定資産	206
建物	88
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	83
土地	26
無形固定資産	1,526
ソフトウェア	1,317
その他	209
投資その他の資産	503
投資有価証券	101
繰延税金資産	96
その他	304
資産合計	19,341

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,130
買掛金	44
未払法人税等	760
賞与引当金	95
前受金	5,684
その他	546
固定負債	50
資産除去債務	48
その他	1
負債合計	7,181
純資産の部	
株主資本	12,118
資本金	713
資本剰余金	953
利益剰余金	10,758
自己株式	△307
その他の包括利益累計額	11
為替換算調整勘定	11
新株予約権	12
非支配株主持分	17
純資産合計	12,159
負債純資産合計	19,341

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第27期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		9,051
売上原価		2,676
売上総利益		6,374
販売費及び一般管理費		2,248
営業利益		4,126
営業外収益		8
受取利息		0
為替差益		6
未払配当金除斥益		1
雑収入		0
経常利益		4,135
特別利益		1
新株予約権戻入益		1
固定資産売却益		0
特別損失		0
固定資産除却損		0
税金等調整前当期純利益		4,136
法人税、住民税及び事業税		1,203
法人税等調整額		26
当期純利益		2,906
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		2,900

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	713	963	8,699	△342	10,034
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△841		△841
親会社株主に帰属する当期純利益			2,900		2,900
自己株式の処分		△9		35	25
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△9	2,059	34	2,084
当期末残高	713	953	10,758	△307	12,118
	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7	7	8	12	10,062
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△841
親会社株主に帰属する当期純利益					2,900
自己株式の処分					25
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	3	3	3	5	13
連結会計年度中の変動額合計	3	3	3	5	2,097
当期末残高	11	11	12	17	12,159

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	16,708
現金及び預金	15,534
受取手形	74
売掛金	995
製品	0
貯蔵品	3
前払費用	94
その他	4
固定資産	2,429
有形固定資産	199
建物	88
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	75
土地	26
無形固定資産	1,526
ソフトウェア	1,317
ソフトウェア仮勘定	208
電話加入権	0
投資その他の資産	704
投資有価証券	101
関係会社株式	115
出資金	0
長期前払費用	60
敷金及び保証金	188
繰延税金資産	182
その他	56
資産合計	19,138

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	6,990
買掛金	24
未払金	181
未払費用	54
未払法人税等	730
未払消費税等	215
前受金	5,669
預り金	17
賞与引当金	95
固定負債	50
資産除去債務	48
その他	1
負債合計	7,040
純資産の部	
株主資本	12,085
資本金	713
資本剰余金	955
資本準備金	700
その他資本剰余金	255
利益剰余金	10,723
その他利益剰余金	10,723
繰越利益剰余金	10,723
自己株式	△307
新株予約権	12
純資産合計	12,097
負債純資産合計	19,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第27期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		8,003
売上原価		1,821
売上総利益		6,182
販売費及び一般管理費		2,141
営業利益		4,040
営業外収益		11
受取利息		0
有価証券利息		0
為替差益		4
未払配当金除斥益		1
受取手数料		4
雑収入		0
経常利益		4,052
特別利益		1
固定資産売却益		0
新株予約権戻入益		1
特別損失		38
固定資産除却損		0
子会社株式評価損		38
税引前当期純利益		4,015
法人税、住民税及び事業税		1,167
法人税等調整額		14
当期純利益		2,832

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本剰余金				利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	713	700	265	965	8,732	8,732	△342	10,069	8	10,078	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当					△841	△841		△841		△841	
当期純利益					2,832	2,832		2,832		2,832	
自己株式の処分			△9	△9			35	25		25	
自己株式の取得							△0	△0		△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									3	3	
事業年度中の変動額合計	—	—	△9	△9	1,990	1,990	34	2,015	3	2,019	
当期末残高	713	700	255	955	10,723	10,723	△307	12,085	12	12,097	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 西 寛 彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デジタルアーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

デジタルアーツ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 野村 聡
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 寛彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デジタルアーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

デジタルアーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 猪俣 清 人 ㊞

監 査 等 委 員 窪 川 秀 一 ㊞

監 査 等 委 員 上 杉 昌 隆 ㊞

監 査 等 委 員 栗 山 千 勢 ㊞

(注) 監査等委員窪川秀一・上杉昌隆及び栗山千勢は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

【株主様への重要なお願い】

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様の安全を第一に考えご来場はお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 401号室～402号室 電話 03-6741-0222

交通

地下鉄 | 大手町駅 (千代田線・丸の内線・半蔵門線・東西線・都営三田線)

C2b出口直結

J R | 東京駅

丸の内北口より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。